

継続

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内関係各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙刑企発第43号、丙生企発第53号
丙組企発第45号、丙交企発第60号
丙備企発第89号、丙外事発第45号
平成31年3月27日
警察庁刑事局長
警察庁生活安全局長
警察庁交通局長
警察庁警備局長

証拠物件の一括管理及び封印による点検の合理化について

証拠物件の取扱い及び保管については、「証拠物件の適正な取扱い及び保管の推進について」（平成7年9月6日付け警察庁丙刑企発第70号ほか。以下「基本通達」という。）、「証拠物件の適正な取扱い及び保管の徹底について」（平成24年3月22日付け警察庁丙刑企発第14号）等により指示してきたところであるが、その後も、証拠物件の紛失、誤廃棄等、警察における証拠物件の管理の在り方が厳しく問われる事案が跡を絶たず、警察捜査に対する国民の信頼が大きく揺らいでいる。

証拠物件の取扱い及び保管を全うするためには、捜査員各人が証拠物件の重要性を認識するとともに捜査幹部による業務管理を徹底すべきことは当然であるが、他方で、証拠物件数の増加により、その管理に係る負担が増大している状況も窺われることから、これらの負担を軽減しつつ、適正な取扱い及び保管を徹底し得るような取組が急務である。

そこで、この度、証拠物件の一括管理及び封印による点検等の合理化について下記のとおり定めたので、各都道府県警察にあっては、その実情に応じ、関係規程を改正するなどして証拠物件の適正な保管管理に努められたい。

なお、本通達において使用する用語は、基本通達において使用する用語の例によるものとする。

記

第1 証拠物件の一括管理

1 一括管理の趣旨

公訴時効の廃止・延長に伴う証拠物件の保管期間の長期化や、公判における客観的証拠の重視傾向等に起因する証拠物件数の増加に伴い、警察署における

証拠物件保管の負担が増加しつつあることから、証拠物件の適正な管理に支障が生じる場合には、各都道府県警察の実情に応じて、長期保管に係る証拠物件を警察本部が管理する保管倉庫（以下「本部管理倉庫」という。）において一括して管理することができることとする。

2 一括管理の対象となる証拠物件

証拠物件は、犯罪の立証のための重要な資料であり、その証拠価値の保全に努めなければならないことから、一括管理の対象となる証拠物件を選定するに当たっても、滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸の危険性について十分な検討がなされなければならない。

また、本部管理倉庫に一括管理される証拠物件は、当該物件に係る事件の捜査を行う警察署から物理的に切り離され、捜査主任官等の捜査幹部が直接目にする機会は基本的になくなることから、これらを預け入れる際には、十分な証拠価値の精査と鑑定すべき点の見落としがないか等について、改めて吟味を行う必要がある。

3 本部管理倉庫の設置場所等

(1) 設置場所

本部管理倉庫は、警察本部による管理が全うできるよう、警察本部の所在地からの距離等に配慮し、適切な場所に設置しなければならない。

(2) 構造等

本部管理倉庫は、証拠物件の滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸を防止するための十分な広さ、構造等を有するものでなければならない。また、警察職員の常駐する施設の敷地以外の場所に設置する場合には、証拠物件の盗難等の防止に配慮した構造、設備等を有するものでなければならない。

4 一括管理の体制

(1) 本部管理責任者

ア 本部管理倉庫における証拠物件の管理について総括的に責に任ずる者として、警察本部に本部管理責任者を置く。

イ 本部管理責任者には、警察本部の所属長をもって充てる。

(2) 本部保管責任者

ア 本部管理責任者の命を受け、本部管理倉庫における証拠物件の取扱い及び保管について責に任ずる者として、警察本部に本部保管責任者を置く。

イ 本部保管責任者には、本部管理責任者が指定する者をもって充てる。

(3) 本部取扱責任者

ア 本部保管責任者の命を受け、本部管理倉庫における証拠物件の取扱い及び保管に関する事務を行う者として、警察本部に本部取扱責任者を置く。

イ 本部取扱責任者には、本部管理責任者が指定する者をもって充てる。

5 簿冊の備付け

本部管理倉庫には、その出納状況を明らかにするための簿冊を備え付けなければならない。

6 受入れ又は払出し時の措置

本部管理倉庫において証拠物件を受入れ又は払出しする際は、警察署の取扱責任者及び本部取扱責任者が、当該証拠物件と関係簿冊との照合、異状の有無等を確認し、確実な引継ぎを行わなければならない。

7 一括管理における点検及び引継ぎ

(1) 一括管理における点検

本部管理倉庫における証拠物件の取扱い及び保管状況について、本部管理責任者は毎年2回以上、本部保管責任者は随時、点検しなければならない。

(2) 一括管理における引継ぎ

本部管理責任者等が交替するときは、本部管理倉庫における証拠物件の引継ぎを確実にを行い、責任の所在を明確にしておかななければならない。

(3) 警察署の管理責任者等による点検及び引継ぎ

一括管理に係る証拠物件については、警察署の管理責任者等による点検及び引継ぎは要さない。

第2 封印による点検等の合理化

1 封印措置の趣旨

警察署における証拠物件保管の負担が増加しつつある中で、基本通達に定められた点検の事務を毎回確実に行うことは、多くの管理責任者等にとって過大な負担となっている。そこで、証拠物件の的確な管理を実現しつつ、点検の事務に要する管理責任者等の負担を軽減するため、各都道府県警察又は各警察本部事件担当課及び警察署の実情に応じて、箱、袋等に収納した証拠物件に封印措置を施し、その封印状況及び箱、袋等の異状の有無を確認することをもって、在中している証拠物件の点検に代えることができることとする。

2 封印措置の対象

封印措置の対象となる証拠物件は、長期間開封しないこととなることから、時間経過に伴う変質、変形、劣化等の危険性が認められるものについては、封印措置の対象としてはならない。

3 封印時の留意点

(1) 封印及び開披状況の明確化

封印は、内容物の出し入れや加工ができないような状態でなされなければならない。また、開披した際には必ずその痕跡が残り、封印及び開披の状況を

明確に確認できるようになさなければならない。

(2) 複数人による封印

封印は、その状況を担保するため、保管責任者を含む複数人で実施しなければならない。

(3) 封印紙の貼付

封印は、封印年月日を記載し、保管責任者等が署名押印した封印紙を貼付して行わなければならない。

(4) 在中物件の表示

複数の証拠物件を収納して封印を施した際は、当該箱、袋等に在中する物を外部から確認できるよう、在中品の件名、個数等を記した書面を外部に貼付するなどの方法をとらなければならない。

4 開披時の留意点

(1) 複数人による開披

封印を施した証拠物件を収納した箱、袋等の開披は、その状況を担保するため、保管責任者（急を要する場合において保管責任者が不在の場合は、取扱責任者）を含む複数人で実施しなければならない。

(2) 開披理由等の記載

開披は、封印紙に開披年月日及び開披理由を記載し、保管責任者等が署名押印して行わなければならない。

(3) 開披後の封印紙

封印及び開披の状況を明らかにするため、封印紙は、開披後も貼付し続けなければならない。

5 引継ぎ時の措置

管理責任者等が交替するときは、封印措置が施された証拠物件については、封印状況及び箱、袋等の異状の有無を確認することをもって、在中している証拠物件の引継ぎに代えることができる。ただし、必要があると認める場合には、封印を開披し、収納された証拠物件の確認を行うことを妨げない。

6 一括管理時における封印措置

(1) 受入れ時の措置

封印措置が施された証拠物件を本部管理倉庫に受け入れる場合は、一旦、封印を開披し、当該証拠物件を本部保管責任者を含む複数人で簿冊と照合確認するなどした上で、改めて封印を施すこととする。

封印は、封印年月日を記載し、本部保管責任者等が署名押印した封印紙を貼付して行わなければならない。

(2) 点検時の措置

封印措置が施された本部管理倉庫における証拠物件については、封印状況及び箱、袋等の異状の有無を確認することをもって、在中している証拠物件の点検に代えることができる。

(3) 引継ぎ時の措置

本部管理責任者等が交替するときは、封印措置が施された本部管理倉庫における証拠物件については、封印状況及び箱、袋等の異状の有無を確認することをもって、在中している証拠物件の引継ぎに代えることができる。

(4) 払出し時の措置

封印措置が施された証拠物件を払い出す場合は、封印を開披し、当該証拠物件を本部保管責任者（急を要する場合において本部保管責任者が不在の場合は、本部取扱責任者）を含む複数人で簿冊と照合確認するなどしなければならない。

開披は、封印紙に開披年月日及び開披理由を記載し、本部保管責任者等が署名押印して行わなければならない。

第3 その他

1 証拠物件の速やかな還付について

証拠物件の押収の継続は、所有者等の私法上の権利にかかわるものであり、また、証拠物件数の保管管理に伴う負担を軽減するとともに、証拠物件紛失の機会を低減させる必要があることから、捜査主任官は、押収した証拠物件については、機会を捉えてその証拠価値及び留置を継続する必要性を検討し、留置を継続する必要がないと認めた物件のうち還付可能なものについては、速やかに当該物件を還付すること。

2 適切な汚染防止措置について

科学技術の進展により、DNA鑑定等従前は不可能であった鑑定が可能になり、公判廷等で再鑑定に付される事案も見られることから、証拠物件の保管の際には、これら再鑑定に備えた適切な汚染防止措置を採ること。

【継続措置状況】

初回発出日：平成24年8月21日

（有効期間：平成31年3月31日）